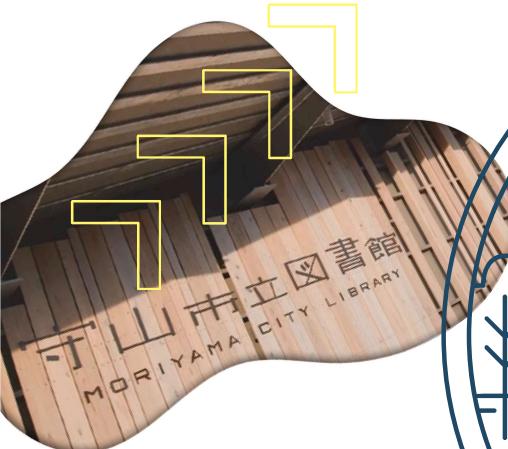


公共施設使用料減免制度

運用マニュアル



はじめに

本市では、福祉や環境、子育て、まちづくりなど様々な市民活動団体が、市内の公共施設等を拠点にして、地域課題の解決や社会貢献に資する公益的な活動に積極的に取り組んでおられる。しかし、これらの公益的な活動においては、参加者から費用を徴収することが困難であることも多く、その使用料が団体の負担となっている。

市として公益的な活動を支援・後押しすることで、市民と行政が一緒に工夫しながら、「守山に住んでいて良かった」と実感できる支え合いのまちづくりを推進していくために、これらの団体の経済的な負担を軽減する認定制度を新たに創設する。

1 減免制度拡充の基本的な考え方

公共施設使用料の減免については、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として、特例的に適用されるべきものであるが、公益的な活動により、本市のまちづくりに貢献いただいている団体に対して、公民館、市民交流センター等の公共施設使用料を減免することで、団体の負担を軽減し活動の継続支援や活性化を図るもの。

2 本減免制度の概要

認定を受けた団体は、次の対象施設における施設使用料を50%減額する。

(1) 対象となる施設

- ・公民館
(北、守山、吉身、小津、玉津(地域総合センター※遊戯室除く)、河西、速野、中洲)
- ・市民交流センター
- ・生涯学習会館
- ・図書館(本の森、つながる森)
- ・環境学習都市宣言記念公園交流拠点施設の直営管理室
(直営管理室 … 環境学習室、工作室、キッチンスペースを指す)

※屋外施設や指定管理施設は本制度の対象外となる

(2) 対象となる団体(減免基準)

ア 地域課題や社会貢献活動など不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として自主的に活動する団体

イ 広く市民に開放し、誰もがその活動に参加できるものとすること

※特定の参加者による趣味やレクリエーションのみを目的とする活動は不可

ウ 市民を対象とした事業であり、主な活動場所が市内であること

エ 営利を目的とする活動、宗教活動または政治活動に該当する活動でないこと

オ 構成員が3名以上で、過半数が本市に在住、在勤または在学していること

カ 年間を通じて継続した活動が見込まれること

(3) 減免率

対象団体の施設使用料を 50% 減額する。

ただし、冷暖房、備品等の実費は減免の対象外とする。

(4) 認定の有効期間

有効期間は認定となった日の属する年度から最長で5年間。

ただし、有効期間内であっても、活動内容の変更などにより認定基準を満たさなくなった場合は認定を取り消す。

【認定の有効期間の例】

- ・令和7年5月1日認定 → 令和 12 年3月 31 日まで有効(令和 11 年度末まで)
- ・令和8年2月1日認定 → 同 上
- ・令和8年4月1日認定 → 令和 13 年3月 31 日まで有効(令和 12 年度末まで)

(5) その他

- ・認定日以降に新たに予約した日程から適用し、既予約分への遡及適用は行わない。
- ・各施設においてすでに減免措置を受けている団体(社会福祉団体、自治会関係団体等)が、他の施設での減免を希望する場合も、あらかじめ申請を行い認定を得ること。
- ・予約開始時期やひと月あたりの予約可能コマ数の上限などは、各施設の運用ルールに倣う。
- ・高齢者(65 歳以上)および障害者など他の減免制度との併用は不可。

3 対象団体の認定（申請方法）

減免を希望する団体は、活動目的、活動内容、予算等を記載した申請書類を市民協働課に提出し、審査を行い認定する。

(1) 申請書類

- ・「守山市公共施設減免団体(認定・変更)申請書」
- ・「事業収支予算書」
- ・「構成員名簿」

(2) 申請書提出先

市民協働課



(3) 申請方法

- ・申請書類の提出(メール・直接持参・郵送など、市ホームページで DL 可)
- ・「申請フォーム(LoGoフォーム)」による申請



「申請フォーム」

4 申請の流れ（守山市および申請団体）

すでに利用者 ID を所有している場合であっても、本減免制度の認定団体であることを明示し管理するため、本減免制度専用の利用者 ID を新たに取得いただく。当該利用者 ID の「利用者区分」には公共施設減免認定団体専用を、「備考」には認定有効期間をそれぞれ登録する。



5 変更申請が必要となる場合（一例）

認定後に団体情報や活動内容などが変更となった場合は、「守山市公共施設減免団体変更申請書」等により、その旨を届け出もらうこととする。

なお、変更申請が必要となる主な場合は、①団体名や担当者、連絡先など団体の基本情報に変更があった場合や、②活動目的や内容など公益性を判断する際に重要となる項目に変更があつた場合等であり、公益性の認定に影響のない軽微な変更については申請不要。

例1:団体名、代表者名、連絡先等が変更となった

⇒「1.基本情報」欄の全ての項目を記入のうえ提出

例2:活動目的や内容が変更となった

⇒「1.基本情報」欄（全項目）および、「2.活動情報および事業計画」欄を記入のうえ提出。ただし、2.活動情報および事業計画欄は変更があつた項目のみの記入で可

例3:団体の構成員が増減した

⇒原則、変更申請は不要。ただし、減免基準（構成員が3名以上で、過半数が本市に在住、在勤または在学していること）を満たさなくなる場合は、その限りではない

※「事業収支予算書」で提出した収支の内訳等が変更となった

⇒事業収支予算書は、あくまでも申請時点での予算であり一定の変動は想定していることから
変更申請は不要

令和 7 年 4 月
市民協働課